入　札　参　加　心　得

R7.4.22 改正
業務委託用

◎入札参加にあたっては、次の事項に留意してください。

1. 入札の効力について

（1）次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**となります。
①入札参加資格のない者のした入札
②委任状を持参しない代理人のした入札
③所定の日時までに、所定の場所に到達しない入札
④入札書記載の金額を訂正した入札
⑤入札書に記名、押印のない入札
⑥誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦同一人が同一事項について、２通以上の入札をしたもの
⑧同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、２者以上の代理をした者の入札
⑨明かに連合と認められる入札
⑩前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反した入札

（2）次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができません。
①初度の入札に参加しなかった者
②初度の入札に参加したが入札をしなかった者
③連合その他不正な行為があった入札をした者

2. 入札書について

（1）入札書は必ず**指定様式**により、作成してください。
（2）入札回数は原則として**３回**までとしますが、入札書は**最低４枚**準備してください。
（3）**入札書の件名、場所は指名通知書に従って記入してください。**

3. 代理人による入札について

（1）代理人が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出してください。
（2）受任者は委任状に押印した印鑑を入札当日携帯し、入札書には入札者の住所・氏名の記載及び代理人の記名・押印が必要となります。

4. 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

（1）入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
（2）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
（3）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
（4）連合その他不正な行為のあった者は、指名通知後においても指名を取消し、また、連合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

5. 入札の結果、落札者がない場合について

原則、不落随意契約には移行しません。指名替えの上、後日入札を行います。

6. 異議の申立て

入札後に、指名通知書、設計書、仕様書の内容が不明とする異議の申立てはできません。

7. 入札及びくじの辞退

（1）指名を受けた者は、入札執行の完了まで、いつでも入札を辞退できます。
（2）入札を辞退するときは、次の各号により申し出ください。
①入札執行前にあっては、「入札辞退届」を各担当課長に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限ります）してください。
②入札執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
（3）入札を辞退したことにより、以後の指名等において不利益な取扱を受けることはありません。
（4）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじを引き、落札者を決定します。**くじは辞退することができません。**

8. その他

（1）現説時に配布した設計書、仕様書等は、入札当日持参してください。
（2）落札者は、すみやかに担当課（担当者）に連絡をしてください。
（3）契約書は、担当課の指示に従い、速やかに各担当課へ提出してください。

契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。

なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市入札参加資格停止要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。

◎お問い合わせは、担当課、担当者まで。